

諮問庁：総務大臣

諮問日：令和4年3月4日（令和4年（行情）諮問第187号及び同第188号）

答申日：令和4年12月8日（令和4年度（行情）答申第384号及び同第385号）

事件名：特定日付けで行われた懲戒処分等に関する文書の一部開示決定に関する件
特定日付けで行われた懲戒処分等に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和3年9月29日付け総官秘第239号及び同第240号により総務大臣（以下「総務大臣」、 「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、不開示部分を取消し、開示する、との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書（原処分1）

ア 本件は、令和3年3月2日付で、令和3年2月24日付で懲戒処分等に係る倫理規程（国家公務員倫理規程。以下「倫理規程」という。）違反の過程で総務省が取得、作成した資料の開示を求めたものである。

イ 調査の具体的経緯を不開示とした部分について（令和3年2月24日総官秘第30号関係）

処分庁は、その一端でも公にすると、公表されていない具体的な調査手法の一部が明らかになり、今後の調査業務に支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号柱書に定める不開示情報に該当し、ま

た、今後、同種の懲戒処分に係る調査に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして法5条6号ニに該当するとして不開示とする。

しかし、2月24日付で国家公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）に報告した調査の過程の概要程度を開示したとしても、あくまで調査の経過の概要にとどまり、これを開示したとしても、今後の調査業務や公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれがあるとまでいえず。法5条6号柱書、ニに該当するとはいえない。

さらに、仮に法5条6号に該当するとしても、本件は、総務省幹部が利害関係者から供応接待を受けたという事案であり、国会でも予算委員会で問題になるなど国民的関心も高く、その調査の過程について特に公にする必要性が高いことから法7条による裁量的開示を行うべきでこれを行わなかったのは不当又は違法である。

ウ 法人の名称（第17号、30号決裁文書関係）

本件は、特定雑誌が報道したことをきっかけに問題が発覚していることを踏まえると、事前の裏取り取材として、特定雑誌の発行元の特定法人Aが発売前の特定年月Aに総務省に取材したことは容易に推認できるものであり、一般人であっても推知可能であることから、しかも、すでに記事化されていることを踏まえると、これを公にしても同社の取材の利益等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえない。

実際特定サイト上で、「総務省大臣官房秘書課は書面で、『（4人は）先方からの求めに応じてご指摘の会食に至った。飲食代、手土産、タクシーチケットについては費用を負担することとするとともに、届出が必要な者については、本日（特定年月B）、届出を行った』と回答し、利害関係者との会食に必要な届出を出させたことを認めた。また、接待の違法性について見解を問うと、『事実関係を確認中のため、お答えは差し控えたい。便宜等は一切行っていない』と答えた。」と報道されているところである。

エ 全部不開示とした行政文書

処分庁は、その一端でも公にすると、公表されていない具体的な調査手法の一部が明らかになり、今後の調査業務に支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号柱書に定める不開示情報に該当し、また、今後、同種の懲戒処分に係る調査に支障が生じるとする。

さらに、その内容は、事実の認定に至る前の、なお検討の余地も残されているものであるから、その一端でも公にすると、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとして、法5条5号に該当するともする。

しかし、いかなる調査手法を用いたかについて、例えば誰を対象にヒアリングしたなどの情報等を公にしても、当然想定される調査であり、今後の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすとはいえない。また、すでに確定調査結果が公表されていることを踏まえると、その資料の一端でも公にすることで、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいえない。5号該当性については、特定の物資が将来不足することが見込まれることから政府として取引の規制が検討されている段階において、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合などがこれに該当するとされており、これに匹敵する混乱が生じるおそれがあるとは考え難い。

その上で処分庁は法5条1号、6号ニに該当するとして言う。6号ニは、結局個人に関する情報であるから人事に支障を及ぼすというものであり、結局1号に包含される関係にあるといえる。そして、これらの個人情報と職務の遂行に関する情報に該当する部分は同号ハに該当し、要職にある者の国家公務員倫理違反に関する情報であり国会等で説明されることが予定されているから、慣行として公にすることが予定されている情報に該当し1号イに該当する。

また、この中に含まれる法人等の情報については、接待店舗やタクシー会社等が想定されるが、特定雑誌からの取材文書等も含まれると解され、そのすべてがこれを公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

さらに、仮に法5条に該当するとしても、本件は、総務省幹部が利害関係者から供応接待を受けたという事案であり、国会でも予算委員会で問題になるなど国民的関心も高く、その調査の過程について、行政の透明性を確保する観点から、特に公にする必要性が高いことから法7条による裁量的開示を行うべきであり、これを行わなかったのは不当又は違法である。

(2) 審査請求書（原処分2）

ア 本件は、令和3年3月25日付で、令和3年3月16日付で懲戒処分等に係る倫理規程違反の過程で総務省が取得、作成した資料の開示を求めたものである。

イ 全部不開示とした行政文書

処分庁は、その一端でも公にすると、公表されていない具体的な調査手法の一部が明らかになり、今後の調査業務に支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号柱書に定める不開示情報に該当し、また、今後、同種の懲戒処分に係る調査に支障が生じるとする。

さらに、その内容は、事実の認定に至る前の、なお検討の余地も残

されているものであるから、その一端でも公にすると、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとして、法5条5号に該当するとする。

しかし、いかなる調査手法を用いたかについて、例えば誰を対象にヒアリングしたなどの情報等を公にしても、当然想定される調査であり、今後の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすとはいえない。また、すでに確定調査結果が公表されていることを踏まえると、その資料の一端でも公にすることで、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいえない。5号該当性については、特定の物資が将来不足することが見込まれることから政府として取引の規制が検討されている段階において、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合などがこれに該当するとされており、これに匹敵する混乱が生じるおそれがあるとは考え難い。

その上で処分庁は法5条1号、6号ニに該当するとして言う。6号ニは、結局個人に関する情報であるから人事に支障を及ぼすというものであり、結局1号に包含される関係にあるといえる。そして、これらの個人情報情報は職務の遂行に関する情報に該当する部分は同号ハに該当し、要職にある者の国家公務員倫理違反に関する情報であり国会等で説明されることが予定されているから、慣行として公にすることが予定されている情報に該当し1号イに該当する。

また、この中に含まれる法人等の情報については、接待店舗については報道機関で特定法人Bが経営する特定店舗と既に報道されて公知の事実であり、改めてこれを公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

さらに、仮に法5条に該当するとしても、本件は、総務省幹部が、政府が株式を直接ないし間接的に保有する特定法人Bから供給接待を受けたという事案であり、国会でも予算委員会で問題になるなど国民的関心も高く、その調査の過程について、行政の透明性を確保する観点から、特に公にする必要性が高いことから法7条による裁量的開示を行うべきであり、これを行わなかったのは不当又は違法である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1について

(1) 審査請求の経緯

令和3年3月2日付け（同月3日受付）で処分庁宛てに、法に基づく行政文書開示請求があった。処分庁は、令和3年9月29日付け総官秘第239号で法9条1項の規定に基づき、一部を不開示とした上で開

示する旨の決定（原処分1）を行った。

本件審査請求は、審査請求人が原処分1に不服があることから、当該処分を取り消す旨の決定を求めるとして、令和3年12月21日付で提起されたものである。

(2) 原処分について

行政文書開示決定等通知書に記載された、開示及び不開示とした理由は次のとおり。

ア 開示した行政の名称

- (ア) 令和3年2月2日総官秘第17号決裁文書一式
- (イ) 令和3年2月22日総官秘第29号決裁文書一式
- (ウ) 令和3年2月24日総官秘第30号決裁文書一式
- (エ) 令和3年2月24日総官秘第31号決裁文書一式（※）

※ 行政文書開示決定通知書（令和3年4月27日総官秘第85号）で開示するとした行政文書は除く。

イ 不開示とした行政文書の名称

令和3年2月24日付懲戒処分等に係る倫理規程違反の調査の過程で総務省が取得、作成した資料

ウ 不開示とした部分とその理由

別添1の理由により、上記ア（ア）から（エ）までを一部不開示、上記イを全部不開示とした。

(3) 本件審査請求の趣旨及び理由について

ア 審査請求の趣旨

処分庁がした原処分1について不開示部分を取り消し、開示する。

イ 審査請求の理由

上記第2の2（1）イないしエのとおり。

(4) 原処分の妥当性について

ア 諮問庁の判断の理由

- (ア) 令和3年2月2日総官秘第17号決裁文書一式

当該文書は、国家公務員倫理法（以下「倫理法」という。）に基づく報告等に関する決裁文書である。

職員の勤務官署、官職、氏名、年齢及び級号俸は個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであるから、法5条1号の不開示情報に該当するが、総務省職員の懲戒処分に関する公表基準に基づき公表されている部分は開示することとし、公表されていない級号俸は、同号ただし書イ、ロ、ハに該当するとは認められないため、不開示としたものである。

また、取材を行っている法人の名称は、公にすることによって、当該法人の取材に関するノウハウが他者に知られるところとなり、

当該法人の取材の利益等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 令和3年2月22日総官秘第29号決裁文書一式

当該文書は、倫理法に基づく報告等に関する決裁文書である。

職員の内線番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されることで、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

本件は、他省庁に出向している職員の倫理法等違反に疑われる行為について、関係省庁に調査を依頼するものであるが、当該職員の氏名は特定の個人を識別できるものであるから、法5条1号の不開示情報に該当し、同号ただし書きイ、ロ、ハに該当するとは認められないため不開示としたものである。また、当該職員の出向先省庁の名称は、これを公にすると、当該職員を特定することが可能となるため法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

(ウ) 令和3年2月24日総官秘第30号決裁文書一式

当該文書は、倫理法に基づく報告等に関する決裁文書であり、調査結果として、調査の対象となった職員の勤務官署、官職、氏名、具体的態様等が記載されている。

職員の氏名、年齢、級号俸、勤務官署、官職及び在任期間は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであるから、法5条1号の不開示情報に該当し、総務省職員の懲戒処分に関する公表基準に基づき公表されている部分を除いて不開示としたものである。

取材を行っている法人の名称は、公にすることによって、当該法人の取材に関するノウハウが他者に知られるところとなり、当該法人の取材の利益等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する。

職員の内線番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されることで、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

具体的な調査の経緯はその一端でも公にすると、公表されていない具体的な調査手法の一部が明らかになり、今後の調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに定める不開示情報に該当する。また、公にすることにより、今後、同種の懲戒処分に係る調査に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確

保に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号ニに定める不開示情報に該当すると認められる。

(エ) 令和3年2月24日総官秘第31号決裁文書一式

当該文書は、職員の懲戒処分等に関する決裁文書である。

職員の所属、官職、氏名及び級号俸等は個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであるから、法5条1号の不開示情報に該当するが、総務省職員の懲戒処分に関する公表基準に基づき公表されている部分は開示することとし、公表されていない級号俸は、同号ただし書きイ、ロ、ハに該当するとは認められないため、不開示としたものである。

職員の内線番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されることで、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

(オ) 令和3年2月24日付懲戒処分等に係る倫理規程違反の調査の過程で総務省が取得、作成した資料

本件対象文書は、倫理規程に違反する疑いがある会食の調査の過程で総務省が調査対象者等から入手した資料であり、特定個人の行動記録や法人等の情報が含まれている。

また、当該資料は、懲戒手続の一環として取得された資料であり、その内容は倫理規程違反を裏付ける機微な内容等を含み、職員や事業者の任意の協力を得て収集したものである。資料のこのような性格、収集経緯、内容にかんがみれば、資料を開示した場合、今後、懲戒処分に関する調査が必要になったときに、率直な供述や資料提供を受けることが期待できなくなったり、事実を隠したり、関係者に対して言及を避けたりするおそれが生じるとこととなり、その結果、懲戒処分の調査の事務に支障が生じ、公正な人事事務の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号ニに定める不開示情報に該当すると認められる。

また、当該資料は、法5条1号に該当し、当該資料に含まれる法人等の情報は一般的に公表されておらず、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。加えて、当該資料は、調査審議の過程で入手したものであり、事実認定及び評価が不確かな資料を公にすると、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、法5条5号に該当し、また、当該資料を公にすると具体的な調査手法の一部が明らかになり、今後の調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱

書きに定める不開示情報に該当すると認められる。

以上より、法5条1号、2号イ、5号、6号柱書き、6号ニの各号に該当するため、本件対象文書を不開示とした原処分は妥当である。

イ 審査請求人の主張

(ア) 調査の具体的経緯を不開示とした部分について（令和3年2月24日総官秘第30号関係）

審査請求人は、調査過程の概要程度を開示したとしても、あくまで調査の経過の概要にとどまり、これを公にしたとしても、今後の調査業務や公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれがあるとまでいえないとしているが、当該資料を公にすると具体的な調査手法の一部が明らかになり、今後の調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書に定める不開示情報に該当するものとする。

審査請求人は、当該情報が、仮に法5条に該当するとしても、総務省幹部が利害関係者から供応接待を受けたという事案であり、国民的関心も高く、特に公にする必要性が高いことから裁量的開示を行うべきであるとしているが、本件については、公にすることにより今後の調査業務に支障を及ぼすおそれがある情報等が記載されていることから、本来不開示とすべき情報を開示するに足る公益性は想定し難いため、裁量的開示の対象に該当しないものとする。

(イ) 法人の名称（第17号、30号決裁文書関係）

審査請求人は、本件が週刊誌による報道をきっかけに発覚したことから、法人名の推知は可能であり、既に記事として公表されていることも踏まえると、法人名を公にしても同法人の取材の利益等の権利等を害するおそれがあるとまでは言えないとしているが、当該法人名を公にすることで、当該法人の取材に関するノウハウが他者に知られるところとなり、また、不特定多数の者から当該法人への問合せ等が寄せられることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イの不開示情報に該当するものとする。

(ウ) 全部不開示とした行政文書

審査請求人は、いかなる調査手法を用いたかについて、例えば誰を対象にヒアリングしたなどの情報等を公にしても、当然想定される調査であり、今後の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは言い難いとしているが、職員が調査で情報を提供する際に、開示されることを前提とした対応が取られるようになるなど、今後の部内調査一般に対し職員の十分な協力が得られなくなるおそれがあるほか、調査過程で入手した資料が公になることで、公表されていない具体

的な調査手法の一部が明らかになることから、調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに定める不開示情報に該当するものとする。

また、資料の一端を公にしても、特定の物資の供給に係る国民生活の混乱を生じるようなおそれがあるとは考え難く、また既に確定した調査結果が公表されていることから、そのような混乱は生じないとしている。

しかし、当該資料は調査審議の過程で、その検討のために入手されたものであり、その内容は、事実かどうかを含めてなお検討の余地も残されているものである。

そうであるにもかかわらず、当該資料について、その一端でも公にすると、当該資料の性格等について表面的な誤りや矛盾、表現上の不適切さ等を指摘したり、当該資料に表れていない情報は審議において問題にされなかった等の誤解をしたり、ひいては、調査の公正さや客観性についての疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得るなど、不当に国民の間に混乱が生じるおそれがあり、法5条5号に定める不開示情報に該当するものとする。

審査請求人は、処分庁が、法5条1号及び6号ニに該当するとしたことについて、6号ニは1号に包含される関係にあるとし、これらの個人情報も1号ハの職務の遂行に関する情報に該当し、また、1号イの慣行として公にすることが予定されている情報に該当すると主張する。当該情報は、調査過程において入手した職務外の個人の行動記録に関する情報であり、1号ハの職務の遂行に関する情報、また、1号イの慣行として公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。また、個人の行動記録が公にされることになれば、今後、同種の調査が必要になったときに、率直な供述や資料提供を受けることが困難となり、その結果、懲戒処分の調査の事務に支障が生じ、公正な人事事務の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号ニに定める不開示情報に該当するものとする。

法人等の情報については、接待が行われた店舗やタクシー会社等が想定されるが、週刊誌の発行会社からの取材文書等も含まれると解されることから、その全てが、公にすることにより正当な利益を害するおそれがある情報とはいえないとしているが、仮に取材文書等が含まれている場合であっても、当該情報を公にすることで、当該法人の取材に関するノウハウが他者に知られるところとなり、また、不特定多数の者から当該法人への問合せ等が寄せられることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イの不開示情報に該当するものとする。

さらに、審査請求人は、当該情報が、仮に法5条に該当するとしても、政府が利害関係者から供応接待を受けたという事案であり、国民的関心も高く、行政の透明性を確保する観点から、特に公にする必要性が高いことから裁量的開示を行うべきであるとしているが、本件については、倫理規程違反を裏付ける機微な内容等を含むほか、公にすることにより今後の調査業務の支障を及ぼすおそれがある情報等が記録されていることから、本来不開示とすべき情報を開示するに足る公益性は想定し難いため、裁量的開示の対象に該当しないものとする。

(5) 結論

以上のことから、本件審査請求には理由がなく、原処分を維持することが妥当であるとする。

2 原処分2について

(1) 審査請求の経緯

令和3年3月25日付け（同月26日受付）で処分庁宛てに、法に基づく行政文書開示請求があった。処分庁は、令和3年9月29日付け総官秘第240号で法9条1項の規定に基づき、一部を不開示とした上で開示する旨の決定（原処分2）を行った。

本件審査請求は、審査請求人が原処分2に不服があることから、当該処分を取り消す旨の決定を求めるとして、令和3年12月21日付けで提起されたものである。

(2) 原処分について

行政文書開示決定等通知書に記載された、開示及び不開示とした理由は次のとおり。

ア 開示した行政の名称

(ア) 令和3年3月3日総官秘第34号決裁文書一式

(イ) 令和3年3月15日総官秘第47号決裁文書一式（※）

※ 行政文書開示決定通知書（令和3年5月25日総官秘第101号）で開示とした行政文書は除く。

イ 不開示とした行政文書の名称

令和3年3月16日付懲戒処分等に係る倫理規程違反の調査の過程で総務省が取得、作成した資料

ウ 不開示とした部分とその理由

別添2の理由により、上記ア（ア）及び（イ）を一部不開示、上記イを全部不開示とした。

(3) 本件審査請求の趣旨及び理由について

ア 審査請求の趣旨

処分庁がした原処分2について不開示部分を取り消し、開示する。

イ 審査請求の理由

上記第2の2(2)イのとおり。

(4) 原処分の妥当性について

ア 諮問庁の判断の理由

(ア) 令和3年3月3日総官秘第34号決裁文書一式

当該文書は、倫理法に基づく報告等に関する決裁文書である。

職員の勤務官署、官職、氏名、年齢及び級号俸は個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであるから、法5条1号の不開示情報に該当するが、総務省職員の懲戒処分に関する公表基準に基づき公表されている部分は開示することとし、公表されていない級号俸は、同号ただし書イ、ロ、ハに該当するとは認められないため、不開示としたものである。

また、職員の内線番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されることで、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

(イ) 令和3年3月15日総官秘第47号決裁文書一式

当該文書は、倫理法に基づく報告等に関する決裁文書である。

職員の所属、官職、氏名及び級号俸等は個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであるから、法5条1号の不開示情報に該当するが、総務省職員の懲戒処分に関する公表基準に基づき公表されている部分は開示することとし、公表されていない級号俸は、同号ただし書きイ、ロ、ハに該当するとは認められないため、不開示としたものである。

また、職員の内線番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されることで、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

(ウ) 令和3年3月16日付懲戒処分等に係る倫理規程違反の調査の過程で総務省が取得、作成した資料

本件対象文書は、倫理規程に違反する疑いがある会食の調査の過程で総務省が調査対象者等から入手した資料であり、特定個人の行動記録や法人等の情報が含まれている。

また、当該資料は、懲戒手続の一環として取得された資料であり、その内容は倫理規程違反を裏付ける機微な内容等を含み、職員や事業者の任意の協力を得て収集したものである。資料のこのような性格、収集経緯、内容にかんがみれば、資料を開示した場合、今後、懲戒処分に関する調査が必要になったときに、率直な供述や資料提

供を受けることが期待できなくなったり、事実を隠したり、関係者に対して言及を避けたりするおそれが生じるとこととなり、その結果、懲戒処分の調査の事務に支障が生じ、公正な人事事務の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号ニに定める不開示情報に該当すると認められる。

また、当該資料は、調査対象者等から入手した個人に関する情報であるため、法5条1号に該当し、当該資料に含まれる法人等の情報は一般的に公表されておらず、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。加えて、当該資料は、調査審議の過程で入手したものであり、事実認定及び評価が不確かな資料を公にすると、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、法5条5号に該当し、また、当該資料を公にすると具体的な調査手法の一部が明らかになり、今後の調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに定める不開示情報に該当すると認められる。

以上より、法5条1号、2号イ、5号、6号柱書き、6号ニの各号に該当するため、本件対象文書を不開示とした原処分は妥当である。

イ 審査請求人の主張

審査請求人は、いかなる調査手法を用いたかについて、例えば誰を対象にヒアリングしたなどの情報等を公にしても、当然想定される調査であり、今後の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは言い難いとしているが、職員が調査で情報を提供する際に、開示されることを前提とした対応が取られるようになるなど、今後の部内調査一般に対し職員の十分な協力が得られなくなるおそれがあるほか、調査過程で入手した資料が公になることで、公表されていない具体的な調査手法の一部が明らかになることから、調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに定める不開示情報に該当するものとする。

また、資料の一端を公にしても、特定の物資の受給に係る国民生活の混乱を生じるようなおそれがあるとは考え難く、また既に確定した調査結果が公表されていることから、そのような混乱は生じないとしている。

しかし、当該資料は調査審議の過程で、その検討のために入手されたものであり、その内容は、事実かどうかを含めてなお検討の余地も残されているものである。

そうであるにもかかわらず、当該資料について、その一端でも公にすると、当該資料の性格等について表面的な誤りや矛盾、表現上の

不適切さ等を指摘したり、当該資料に表れていない情報は審議において問題にされなかった等の誤解をしたり、ひいては、調査の公正さや客観性についての疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得るなど、不当に国民の間に混乱が生じるおそれがあり、法5条5号に定める不開示情報に該当するものとする。

審査請求人は、処分庁が、法5条1号及び6号ニに該当するとしたことについて、6号ニは1号に包含される関係にあるとし、これらの個人情報には1号ハの職務の遂行に関する情報に該当し、また、1号イの慣行として公にすることが予定されている情報に該当すると主張する。当該情報は、調査過程において入手した職務外の個人の行動記録に関する情報であり、1号ハの職務の遂行に関する情報、また、1号イの慣行として公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。また、個人の行動記録が公にされることになれば、今後、同種の調査が必要になったときに、率直な供述や資料提供を受けることが困難となり、その結果、懲戒処分の調査の事務に支障が生じ、公正な人事事務の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号ニに定める不開示情報に該当するものとする。

法人等の情報については、接待が行われた店舗やタクシー会社等が想定されるが、週刊誌の発行会社からの取材文書等も含まれると解されることから、その全てが、公にすることにより正当な利益を害するおそれがある情報とはいえないとしているが、仮に取材文書等が含まれている場合であっても、当該情報を公にすることで、当該法人の取材に関するノウハウが他者に知られるところとなり、また、不特定多数の者から当該法人への問合せ等が寄せられることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イの不開示情報に該当するものとする。

さらに、審査請求人は、当該情報が、仮に法5条に該当するとしても、政府が利害関係者から供応接待を受けたという事案であり、国民的関心も高く、行政の透明性を確保する観点から、特に公にする必要性が高いことから裁量的開示を行うべきであるとしているが、本件については、倫理規程違反を裏付ける機微な内容等を含むほか、公にすることにより今後の調査業務の支障を及ぼすおそれがある情報等が記録されていることから、本来不開示とすべき情報を開示するに足りる公益性は想定し難いため、裁量的開示の対象に該当しないものとする。

(5) 結論

以上のことから、本件審査請求には理由がなく、原処分を維持することが妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月4日 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第187号及び同第188号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月18日 審議（同上）
- ④ 同年10月28日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年12月2日 令和4年（行情）諮問第187号及び同第188号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ、5号並びに6号柱書き及びニに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、倫理規程違反に関する令和3年2月24日付け懲戒処分に関する文書として、①総務大臣から倫理審査会会長に対し、倫理法に基づく端緒報告及び調査開始を通知する文書の発出に係る決裁文書の鑑及び通知文書案、②総務省大臣官房秘書課長から他省庁の役職者に対し、調査結果の報告等を依頼する文書の発出に係る決裁文書の鑑及び依頼文書案、③総務大臣から倫理審査会会長に対する調査結果の報告等に係る決裁文書の鑑、報告書案及び懲戒処分の承認を求める文書案、④懲戒処分の発令及び報道発表に係る決裁文書の鑑及び関係資料、⑤当該懲戒処分等に係る倫理規程違反の調査過程で総務省が取得、作成した資料一式並びに同年3月16日付け懲戒処分に関する文書として、⑥総務大臣から倫理審査会会長に対し、倫理法に基づく端緒報告及び調査開始を通知する文書の発出に係る決裁文書の鑑及び通知文書案、⑦総務大臣から倫理審査会会長に対する調査結果の報告等に係る決裁文書の鑑、報告書案及び懲戒処分の承認を求める文書案、並びに⑧当該懲戒処分等に係る倫理規程違反の調査過程で総務省が取得、作成した資料一式によって構成された文書であることが認められる。

原処分において、上記①ないし④、⑥及び⑦については、職員の級号俸、法人の名称、内線番号等、記載の一部が開示とされており、また、上記⑤及び⑧については、調査票、ヒアリング結果の概要、総務省大臣官房秘書課と被調査者との間でやり取りした電子メールなどが含まれるところ、資料を構成する文書の全部が開示とされていることが認められる。

(2) 各決裁文書一式（上記①ないし④、⑥及び⑦）について

ア 下記エの職員を除く職員の級号俸について

本件対象文書のうち、上記①、③、④、⑥及び⑦の開示部分には、倫理法に基づく本件調査の対象となった職員（以下「被調査者」という。）及び調査の結果を踏まえ懲戒処分を受けた者（以下「被処分者」という。）の級号俸が記載されているものと認められる。

(ア) 法5条1号該当性

当該部分は、被調査者及び被処分者の氏名、所属、官職等と共に記載されていることから、氏名とともに一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(イ) 法5条1号ただし書該当性

a 諮問庁が、上記第3の1(4)ア及び2(4)アにおいて、当該部分は公表していない旨を説明している点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(a) 懲戒処分の公表については、「懲戒処分の公表指針について（通知）」（平成15年11月10日総参-786人事院事務総長発）及び「総務省職員の懲戒処分に関する公表基準」（平成15年12月24日総官秘第1204号大臣官房秘書課長通達。以下、併せて「人事院通知等」という。）に基づき判断しているところ、本件対象文書に係る懲戒処分については、人事院通知等により公表するものとされている職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分に該当するものとして、当該懲戒処分前に被処分者の官職名を含む実名報道がなされていたことにも鑑み、報道発表資料を通じて被処分者の一部の氏名、処分発令日、処分の種類及び程度並びに処分の理由について公表したが、原処分で不開示とした職員の級号俸については、人事院通知等により公表するものとされている対象には該当せず、公表していない。

(b) 職員の級号俸のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年

法律第95号。以下「給与法」という。)6条の2第1項において、「指定職俸給表の適用を受ける職員(略)の号俸は、(略)人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより、決定する。」とされており、また、給与法7条において、「内閣総理大臣、各省大臣、(略)又は各庁の長の委任を受けた者は、人事院の定めるところに従い、それぞれその所属の職員が、その毎月の俸給の支給を受けるよう、この法律を適用しなければならない。」とされていることから、総務省において指定職俸給表を受ける職員の号俸は、総務大臣が決定している。

(c) 人事院総裁から内閣総理大臣に対し、「指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定め並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する意見の申出」が行われており、その中では、指定職俸給表の適用を受ける総務省職員の号俸に係る事項が公表されているが、本申出を踏まえ、内閣総理大臣から発出される「指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸等の決定について(通知)」(以下「内閣総理大臣通知」という。)は公表されておらず、さらに、内閣総理大臣通知に基づき、総務大臣が個々の職員に対して決定した各官職の号俸についても公表していない。

なお、指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸については、内閣総理大臣通知で定められた各官職の号俸によらず、一時的に別段の運用を行うことができるとされており、必ずしも特定の号俸を給することになるとは限らない。

b 諮問庁から上記a(a)掲記の人事院通知等及び本件対象文書に係る懲戒処分の報道発表資料(いずれも写し)の提示を受け、当審査会においてこれを確認したところによれば、当該部分は、人事院通知等による公表対象に該当せず、また、当該報道発表資料では公表されていないことが認められ、上記aの諮問庁の説明は、これを覆すに足りる事情も認められず、首肯できる。また、上記a(b)掲記の給与法に加え、諮問庁から上記a(c)掲記の各文書(いずれも写し)の提示を受け、当審査会において確認したところによれば、上記a(b)及び(c)の諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

c 以上によれば、当該部分については、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められず、法5条1号ただし書イに該当しない。また、当該部分は、公務員の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

(ウ) 法6条2項による部分開示の可否

原処分において、当該級号俸に係る被調査者及び被処分者の氏名が既に開示されていることから、部分開示の余地はない。

(エ) したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 法人の名称について

標記の文書のうち、上記①及び③の不開示部分には、非違行為の事実について総務省に取材を求めた法人の名称が記載されているものと認められる。

当該部分を公にすることにより、当該法人の取材に関するノウハウが他者に知られるところとなり、また、不特定多数の者から当該法人への問合せ等が寄せられることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の上記第3の1(4)ア(ア)及び(ウ)の諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 内線番号について

標記の文書のうち、上記②ないし④、⑥及び⑦の決裁文書の鑑の不開示部分には、決裁起案者である職員の内線番号が記載されているものと認められる。

当該部分を公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されることで、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の1(4)ア及び2(4)アの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 職員の氏名、年齢、級号俸、官職及び在任期間について

標記の文書のうち、上記③の不開示部分には、被調査者のうち調査の結果、非違行為の事実が認められなかった職員及び被処分者のうち氏名が公表されていない職員の氏名、年齢、級号俸、官職及び在任期間等が記載されているものと認められる。

(ア) 法5条1号該当性

上記③の文書には、被調査者又は被処分者の氏名等が記載されていることから、全体として被調査者又は被処分者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) 法5条1号ただし書該当性

諮問庁は、上記第3の1(4)ア(ウ)のとおり説明するところ、当審査会において、諮問庁から提示を受けた上記ア(イ) a(a)掲記の人事院通知等及び本件対象文書に係る懲戒処分の報道発表資料を確認したところ、当該部分は人事院通知等による公表対象に該当せず、また、当該報道発表資料では公表されていないことが認められ、上記第3の1(4)ア(ウ)の諮問庁の説明は、これを覆すに足りる事情も認められず、首肯できる。

そうすると、当該部分については、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められず、法5条1号ただし書イに該当しない。また、倫理法に基づく調査を受けること及び懲戒処分を受けることは、職務遂行とは認められず、同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

(ウ) 法6条2項による部分開示の可否

被調査者又は被処分者の氏名、年齢、級号俸、官職及び在任期間は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

(エ) したがって、標記の不開示部分は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 出向先省庁名及び出向先省庁の職員の氏名について

標記の文書のうち、上記②の不開示部分には、被調査者のうち他省庁に出向している職員について、総務省が調査結果の報告等を依頼した当該出向先省庁の名称及び役職者の氏名が記載されているものと認められる。

(ア) 法5条1号該当性

当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該部分は、本件対象文書に係る懲戒処分の公表に際して、人事院通知等により公表するものとされている情報には該当しないと判断し、氏名、出向先等を公表しなかった被処分者の出向先省庁名等が記載されているところ、これを公にすると、調査の開始時期や対象職員に関する情報を始め他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが可能である。

上記の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯でき、当該部分は、被処分者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) 法5条1号ただし書該当性

当審査会において、諮問庁から提示を受けた本件対象文書に係る懲戒処分の記事発表資料を確認したところ、当該部分は、当該資料において氏名、出向先等が公表されていない被処分者に関する情報であるものと認められる。

そうすると、当該部分については、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められず、法5条1号ただし書イに該当しない。また、当該部分は、公務員の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

(ウ) 法6条2項による部分開示の可否

当該部分を公にすると、本件調査の関係者等一定の範囲の者において、氏名、出向先等が公表されていない被処分者の特定や推測をする手掛かりとなり、その結果、関係者等一定の範囲の者に、当該被処分者の情報が知られることになり、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、当該不開示部分は、法6条2項による部分開示はできない。

(エ) したがって、標記の不開示部分は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

カ 具体的な調査の経緯

標記の文書のうち、上記③の不開示部分には、本件調査の経緯として、特定の月日及び曜日とともにそれらにおける進捗状況等が具体的に記載されているものと認められる。

当該部分を公にすることにより、今後、同種の懲戒処分に係る調査に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の1(4)ア(ア)及び(ウ)の諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

したがって、当該部分は、法5条6号ニに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 倫理規程違反の調査過程で総務省が取得、作成した資料一式(上記⑤及び⑧)について

ア 被調査者の氏名、官職及び確認事項に対する回答内容等に係る記載部分について

標記の文書の不開示部分には、被調査者の氏名、調査時及び過去の官職、メールアドレス、電話番号等に加え、調査事項に対する回答内容が被調査者ごとに具体的に記載されているものと認められる。

(ア) 法5条1号該当性

当該部分は、各被調査者の氏名とともに記載されていることから、

一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) 法5条1号ただし書該当性

公務員の職務の遂行に係る情報のうち、公務員の職及び職務の遂行の内容に係る部分は、法5条1号ただし書ハに該当し、公務員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)により、特段の支障の生ずるおそれのある場合を除き同号ただし書イに該当し、開示すべきとされているところ、当該不開示部分に記載された内容の一部は職務に関連するとしても、倫理規程違反行為への関与について調査を受けることは職務遂行とは認められず、同号ただし書イ及びハに該当しない。また、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

(ウ) 法6条2項による部分開示の可否

被調査者の氏名、官職、メールアドレス及び電話番号は、個人識別部分であることから部分開示の余地はない。また、その余の部分は、これを公にした場合、同僚、知人その他の関係者においては、調査対象職員を特定する手掛かりとなり、その結果、懲戒処分等の内容や非違行為の詳細等、被調査者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることとなって、同人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないため、部分開示できない。

(エ) したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ、5号並びに6号柱書き及びニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その余の部分について

(ア) 当該部分には、処分庁が本件調査において確認した事項及び調査の過程で入手した資料等の情報が具体的に記載されていることが認められる。

当該部分を不開示とした理由に係る諮問庁の説明(上記第3の1(4)ア(オ)及び上記第3の2(4)ア(ウ))について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

a 標記の文書は、倫理規程に違反する疑いがある会食の調査の過程で、総務省が調査対象者等から入手した資料であることに加え、懲戒手続の一環として取得された資料であるところ、具体的にどのようなものを収集したのか、文書の名称を含めこれを明らかにした場合、これらの情報から調査手法や調査対象範囲等を推測できる可

能性があり、今後、倫理規程に違反する疑いがある行為に関する調査や懲戒処分に関する調査が必要になったときに、これらの情報を得た者が調査への対策を講じたり、違反行為の巧妙化を図ることが可能となる。

b また、分量（枚数）を明らかにした場合、文書の分量という表面的な事実を捉え、あるいはそのみから、例えば、調査時間が短すぎるのではないかと、収集資料が不十分ではないかといった誤解をし、ひいては本件調査の公正さや客観性についての疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得ると考えられ、その結果、総務省における本件事案への対応（人事管理に係る事務）に対する信頼を失わせ、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) これを検討するに、当審査会において、総務省が令和3年2月24日に公表した本件対象文書に係る懲戒処分の報道発表資料に含まれる「国家公務員倫理法第23条第3項の規定に基づく任命権者による調査結果の報告について」（以下「報告書」という。）を確認したところ、下記（ウ）を除く部分については、報告書に記載された「調査の結果判明した事実」の内容等においても、同種の情報が公になっているとまではいえず、これらを開示すると、職員が調査で情報を提供する際に、開示されることを前提とした対応が取られるようになるなど、今後の部内調査一般に対し職員の十分な協力が得られなくなるおそれがあるほか、調査過程で入手した資料が公になることで、公表されていない具体的な調査手法の一部が明らかになることから、調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

したがって、標記文書の不開示部分のうち、下記（ウ）を除く部分については、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、2号イ、5号及び6号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) しかしながら、別表に掲げる部分については、報告書に記載された「調査の結果判明した事実」の内容等から、調査事項の一部を推測することが可能であり、当該部分を公にしても、今後、懲戒処分に関する調査が必要になったときに、率直な供述や資料提供を受けることが期待できなくなったり、事実を隠したりするなどして、正確な事実を把握することが困難となる可能性があり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、また、具体的な調査手法の一部が明らかになり、今後の調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでも認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号並びに6号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1）イ及びエ並びに（2）イ）において、法7条による裁量的開示を行うべきであり、これを行わなかった処分庁の判断は不当又は違法であるなどと主張するが、上記2において不開示としたことは妥当であると判断した部分については、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないことから、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められず、審査請求人の上記主張は採用できない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、5号並びに6号柱書き及びニに該当するとして不開示とした各決定については、別表に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びニに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分は、同条5号並びに6号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第1部会）

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

別紙（本件対象文書）

1 原処分1に係る文書

- (1) 令和3年2月2日総官秘第17号決裁文書一式
- (2) 令和3年2月22日総官秘第29号決裁文書一式
- (3) 令和3年2月24日総官秘第30号決裁文書一式
- (4) 令和3年2月24日総官秘第31号決裁文書一式
- (5) 令和3年2月24日付懲戒処分等に係る倫理規程違反の調査過程で総務省が取得，作成した資料

2 原処分2に係る文書

- (1) 令和3年3月3日総官秘第34号決裁文書一式
- (2) 令和3年3月15日総官秘第47号決裁文書一式
- (3) 令和3年3月16日付懲戒処分等に係る倫理規程違反の調査過程で総務省が取得，作成した資料

別添1（原処分1）

1 一部開示とした行政文書

(1) 令和3年2月2日総官秘第17号決裁文書一式

法5条 該当号	不開示部分	不開示とした理由
1号	職員の級号俸	個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであるから、法5条1号の不開示情報に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハに該当するとは認められないため。
2号イ	法人の名称	公にすることによって、当該法人の取材に関するノウハウが他者に知られるところとなり、当該法人の取材の利益等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する。

(2) 令和3年2月22日総官秘第29号決裁文書一式

法5条 該当号	不開示部分	不開示とした理由
6号柱 書き	内線番号	職員の内線番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されることで、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。
1号	職員の出向先省 庁名	出向した職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであるから、法5条1号の不開示情報に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハに該当するとは認められないため。
1号	職員の出向先省 庁の職員の氏名	当該情報を公にすることによって、不開示にすることとした職員の出向先省庁が推測され、個人の権利利害を害するおそれがあることから、法5条1号の不開示情報に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハに該当するとは認められないため。

(3) 令和3年2月24日総官秘第30号決裁文書一式

法5条 該当号	不開示部分	不開示とした理由
1号	職員の氏名，年齢，級号俸，官職及び在任期間	個人に関する情報であり，特定の個人を識別できるものであるから，法5条1号の不開示情報に該当し，同号ただし書イ，ロ，ハに該当するとは認められないため。
2号イ	法人の名称	公にすることによって，当該法人の取材に関するノウハウが他者に知られるところとなり，当該法人の取材の利益等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法5条2号イの不開示情報に該当する。
6号柱書き	内線番号	職員の内線番号については，国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，いたずらや偽計等に使用されることで，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。
6号柱書き	具体的な調査の経緯	その一端でも公にすると，公表されていない具体的な調査手法の一部が明らかになり，今後の調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。
6号ニ	具体的な調査の経緯	公にすることにより，今後，同種の懲戒処分に係る調査に支障が生じ，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号ニに定める不開示情報に該当する。

(4) 令和3年2月24日総官秘第31号決裁文書一式

法5条 該当号	不開示部分	不開示とした理由
1号	職員の級号俸	個人に関する情報であり，特定の個人を識別できるものであるから，法5条1号の不開示情報に該当し，同号ただし書イ，ロ，ハに該当するとは認められないため。
6号柱書き	内線番号	職員の内線番号については，国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，いたずらや偽計等に使用されることで，事

		務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。
--	--	---

2 全部不開示とした行政文書

令和3年2月24日付懲戒処分等に係る倫理規程違反の調査過程で総務省が取得、作成した資料

法5条 該当号	不開示とした理由
1号	当該資料は、調査の過程で入手した個人に関する情報であり、調査対象者の氏名等により特定個人を識別できる情報であるため、法5条1号の不開示情報に該当する。
2号イ	当該資料は、調査の過程で入手した個人に関する情報であり、この中に含まれる法人等の情報は一般的に公表されておらず、公にすることにより、不特定多数の者から悪意ある連絡を受けるなど、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する。
5号	当該資料は、調査の過程で入手したものであり、その内容は、事実の認定に至る前の、なお検討の余地も残されているものであることから、その一端でも公にすると、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。したがって、法5条5号に定める不開示情報に該当する。
6号柱書き	当該資料は、その一端でも公にすると、公表されていない具体的な調査手法の一部が明らかになり、今後の調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。
6号ニ	当該資料は、懲戒手続きの一環として入手した個人に関する情報であり、公にすることにより、今後、同種の懲戒処分に係る調査に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号ニに定める不開示情報に該当する。

別添 2（原処分 2）

1 一部開示とした行政文書

(1) 令和 3 年 3 月 3 日総官秘第 3 4 号決裁文書一式

法 5 条 該当号	不開示部分	不開示とした理由
1 号	職員の級号俸	個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであるから、法 5 条 1 号の不開示情報に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハに該当するとは認められないため。
6 号柱 書き	内線番号	職員の内線番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されることで、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きの不開示情報に該当する。

(2) 令和 3 年 3 月 1 5 日総官秘第 4 7 号決裁文書一式

法 5 条 該当号	不開示部分	不開示とした理由
1 号	職員の級号俸	個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであるから、法 5 条 1 号の不開示情報に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハに該当するとは認められないため。
6 号柱 書き	内線番号	職員の内線番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されることで、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きの不開示情報に該当する。

2 全部不開示とした行政文書

令和 3 年 3 月 1 6 日付懲戒処分等に係る倫理規程違反の調査過程で総務省が取得、作成した資料

法 5 条 該当号	不開示とした理由
1 号	当該資料は、調査の過程で入手した個人に関する情報であり、調

	<p>査対象者の氏名等により特定個人を識別できる情報であるため、法5条1号の不開示情報に該当する。</p>
2号イ	<p>当該資料は、調査の過程で入手した個人に関する情報であり、この中に含まれる法人等の情報は一般的に公表されておらず、公にすることにより、不特定多数の者から悪意ある連絡を受けるなど、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する。</p>
5号	<p>当該資料は、調査の過程で入手したものであり、その内容は、事実の認定に至る前の、なお検討の余地も残されているものであることから、その一端でも公にすると、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。したがって、法5条5号に定める不開示情報に該当する。</p>
6号柱書き	<p>当該資料は、その一端でも公にすると、公表されていない具体的な調査手法の一部が明らかになり、今後の調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。</p>
6号ニ	<p>当該資料は、懲戒手続きの一環として入手した個人に関する情報であり、公にすることにより、今後、同種の懲戒処分に係る調査に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号ニに定める不開示情報に該当する。</p>

別表 開示すべき部分

1 令和3年2月24日付懲戒処分等に係る倫理規程違反の調査過程で総務省が取得、作成した資料

通し頁	開示すべき部分
89	2行目並びに表の1欄目, 2欄目, 10欄目及び18欄目各列
90	表の1欄目各列及び9欄目左列1行目の左から1文字目ないし19文字目
91	表の1欄目各列及び2欄目左列
93	3行目ないし5行目並びに表の1欄目, 2欄目及び24欄目各列
94	表の1欄目及び18欄目各列
95	表の1欄目各列及び4欄目左列
103	2行目並びに表の1欄目, 2欄目, 10欄目及び18欄目各列
104	表の1欄目各列及び9欄目左列1行目の左から1文字目ないし19文字目
105	表の1欄目各列及び2欄目左列
111	3行目ないし5行目並びに表の1欄目, 2欄目及び24欄目各列
112	表の1欄目及び19欄目各列
113	表の1欄目各列及び5欄目左列
119	2行目並びに表の1欄目, 2欄目, 10欄目及び18欄目各列
120	表の1欄目各列及び9欄目左列1行目の左から1文字目ないし19文字目
121	表の1欄目各列及び2欄目左列
129	3行目ないし5行目並びに表の1欄目, 2欄目及び24欄目各列
130	表の1欄目及び18欄目各列
131	表の1欄目各列及び4欄目左列
137	3行目並びに表の1欄目, 3欄目及び10欄目各列
138	表の1欄目及び2欄目各列並びに10欄目左列1行目の左から1文字目ないし19文字目
139	表の1欄目各列及び6欄目左列
149	2行目左から1文字目ないし22文字目, 3行目左から1

	文字目ないし 4 2 文字目, 4 行目左から 1 文字目ないし 2 9 文字目並びに表の 1 欄目及び 3 欄目各列
1 5 0	表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 3 欄目各列
1 5 1	表の 1 欄目各列及び 5 欄目左列
1 6 3	2 行目並びに表の 1 欄目及び 2 欄目各列
1 6 4	表の 1 欄目, 3 欄目及び 1 1 欄目各列
1 6 5	表の 1 欄目各列並びに 2 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目及び 1 6 欄目左列
1 6 7	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
1 6 8	表の 1 欄目及び 1 8 欄目各列
1 6 9	表の 1 欄目各列及び 4 欄目左列
1 7 7	2 行目並びに表の 1 欄目及び 2 欄目各列
1 7 8	表の 1 欄目, 3 欄目及び 1 1 欄目各列
1 7 9	表の 1 欄目各列並びに 2 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目及び 1 6 行目左列
1 8 1	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
1 8 2	表の 1 欄目及び 1 8 欄目各列
1 8 3	表内の 1 欄目各列及び 4 欄目左列
1 9 3	2 行目並びに表の 1 欄目及び 2 欄目各列
1 9 4	表の 1 欄目, 3 欄目及び 1 1 欄目各列
1 9 5	表の 1 欄目各列並びに 2 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目及び 1 6 欄目左列
1 9 7	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
1 9 8	表の 1 欄目及び 1 8 欄目各列
1 9 9	表の 1 欄目各列及び 4 欄目左列
2 0 5	2 行目並びに表の 1 欄目及び 2 欄目各列
2 0 6	表の 1 欄目, 3 欄目及び 1 1 欄目各列
2 0 7	表の 1 欄目各列及び 2 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
2 0 8	表の 1 欄目各列及び 2 欄目左列
2 0 9	2 行目ないし 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
2 1 0	表の 1 欄目及び 1 6 欄目各列
2 1 1	表の 1 欄目各列及び 2 欄目左列

2 1 3	2 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
2 1 4	表の 1 欄目及び 9 欄目各列並びに 1 7 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
2 1 5	表の 1 欄目各列及び 1 3 欄目左列
2 1 7	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
2 1 8	表の 1 欄目及び 1 8 欄目各列
2 1 9	表の 1 欄目各列及び 4 欄目左列
2 2 5	3 行目並びに表の 1 欄目及び 3 欄目各列
2 2 6	表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
2 2 7	表の 1 欄目各列及び 2 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
2 2 8	表の 1 欄目各列及び 3 欄目左列
2 3 1	2 行目左から 1 文字目ないし 2 2 文字目, 3 行目左から 1 文字目ないし 4 2 文字目, 4 行目左から 1 文字目ないし 2 9 文字目並びに表の 1 欄目及び 3 欄目各列
2 3 2	表の 1 欄目, 5 欄目及び 2 5 欄目各列
2 3 3	表の 1 欄目各列及び 1 3 欄目左列
2 3 9	2 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
2 4 0	表の 1 欄目及び 9 欄目各列並びに 1 7 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
2 4 1	表の 1 欄目各列及び 1 3 欄目左列
2 4 3	2 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
2 4 4	表の 1 欄目及び 7 欄目各列並びに 1 5 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
2 4 5	表の 1 欄目各列及び 1 0 欄目左列
2 4 7	2 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
2 4 8	表の 1 欄目及び 6 欄目各列並びに 1 4 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
2 4 9	表の 1 欄目各列及び 9 欄目左列
2 6 1	2 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
2 6 2	表の 1 欄目及び 2 欄目各列並びに 1 0 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
2 6 3	表の 1 欄目各列及び 5 欄目左列
2 6 7	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
2 6 8	表の 1 欄目及び 1 8 欄目各列

2 6 9	表の 1 欄目及び 4 欄目左列
2 7 5	2 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
2 7 6	表の 1 欄目及び 2 欄目各列並びに 1 0 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
2 7 7	表の 1 欄目各列及び 5 欄目左列
2 8 3	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
2 8 4	表の 1 欄目及び 1 8 欄目各列
2 8 5	表の 1 欄目各列及び 4 欄目左列
2 9 1	2 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
2 9 2	表の 1 欄目及び 3 欄目各列並びに 1 1 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
2 9 3	表の 1 欄目各列及び 6 欄目左列
2 9 7	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
2 9 8	表の 1 欄目及び 1 8 欄目各列
2 9 9	表の 1 欄目各列及び 4 欄目左列
3 0 5	2 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
3 0 6	表の 1 欄目及び 2 欄目各列並びに 1 0 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
3 0 7	表の 1 欄目各列及び 5 欄目左列
3 1 3	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
3 1 4	表の 1 欄目及び 1 8 欄目各列
3 1 5	表の 1 欄目各列及び 4 欄目左列
3 2 1	2 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
3 2 2	表の 1 欄目及び 4 欄目各列並びに 1 2 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
3 2 3	表の 1 欄目各列及び 7 欄目左列
3 2 7	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
3 2 8	表の 1 欄目及び 1 8 欄目各列
3 2 9	表の 1 欄目各列及び 4 欄目左列
3 3 1	2 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
3 3 2	表の 1 欄目及び 2 欄目各列並びに 1 0 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
3 3 3	表の 1 欄目各列及び 4 欄目左列

3 3 7	3行目ないし5行目並びに表の1欄目, 2欄目及び2 4欄目各列
3 3 8	表の1欄目及び1 8欄目各列
3 3 9	表の1欄目各列及び4欄目左列
3 4 5	2行目並びに表の1欄目, 2欄目及び1 0欄目各列
3 4 6	表の1欄目及び4欄目各列並びに1 2欄目左列1行目の左から1文字目ないし1 9文字目
3 4 7	表の1欄目各列及び7欄目左列
3 5 1	3行目ないし5行目並びに表の1欄目, 2欄目及び2 4欄目各列
3 5 2	表の1欄目及び1 8欄目各列
3 5 3	表の1欄目各列及び4欄目左列
3 5 9	2行目並びに表の1欄目, 3欄目及び1 0欄目各列
3 6 0	表の1欄目及び8欄目各列並びに1 6欄目左列1行目の左から1文字目ないし1 9文字目
3 6 1 及び 3 6 2	表の1欄目各列
3 6 3	表の1欄目各列及び2欄目左列
3 6 7	2行目左から1文字目ないし2 2文字目, 3行目左から1文字目ないし4 2文字目, 4行目左から1文字目ないし2 9文字目並びに表の1欄目, 3欄目及び2 4欄目各列
3 6 8	表の1欄目及び1 7欄目各列
3 6 9	表の1欄目各列及び3欄目左列
3 8 3	2行目並びに表の1欄目, 2欄目及び1 0欄目各列
3 8 4	表の1欄目及び2欄目各列並びに1 0欄目左列1行目の左から1文字目ないし1 9文字目
3 8 5	表の1欄目各列及び4欄目左列
3 8 9	3行目ないし5行目並びに表の1欄目, 2欄目及び2 4欄目各列
3 9 0	表の1欄目及び1 9欄目各列
3 9 1	表の1欄目各列及び5欄目左列
3 9 7	3行目並びに表の1欄目, 3欄目及び1 0欄目各列
3 9 8	表の1欄目及び4欄目各列並びに1 2欄目左列1行目の左から1文字目ないし1 9文字目
3 9 9	表の1欄目各列及び9欄目左列
4 0 5	3行目ないし5行目並びに表の1欄目, 3欄目及び2 4欄目各列

4 0 6	表の 1 欄目及び 2 0 欄目各列
4 0 7	表の 1 欄目各列及び 5 欄目左列
4 1 9	1 行目左から 1 文字目ないし 6 文字目, 2 行目左から 1 文字目ないし 1 7 文字目, 3 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目及び 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
4 2 0	表の 1 欄目及び 2 欄目各列並びに 1 0 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
4 2 1	表の 1 欄目各列及び 4 欄目左列
4 2 3	1 行目左から 1 文字目ないし 6 文字目, 2 行目左から 1 文字目ないし 1 7 文字目, 3 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目及び 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
4 2 4	表の 1 欄目及び 2 欄目各列並びに 1 0 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
4 2 5	表の 1 欄目各列及び 4 欄目左列
4 3 1	1 行目左から 1 文字目ないし 6 文字目, 2 行目左から 1 文字目ないし 1 7 文字目, 3 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目及び 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
4 3 2	表の 1 欄目及び 2 欄目各列並びに 1 0 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
4 3 3	表の 1 欄目各列及び 4 欄目左列
4 3 5	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 5 欄目各列
4 3 6	表の 1 欄目及び 1 9 欄目各列
4 3 7	表の 1 欄目各列及び 5 欄目左列
4 4 9	1 行目左から 1 文字目ないし 6 文字目, 2 行目左から 1 文字目ないし 1 7 文字目, 3 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目及び 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
4 5 0	表の 1 欄目及び 2 欄目各列並びに 1 0 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
4 5 1	表の 1 欄目各列及び 4 欄目左列
4 5 3	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 5 欄目各列
4 5 4	表の 1 欄目及び 1 9 欄目各列

4 5 5	表の1欄目各列及び5欄目左列
4 6 1	1行目左から1文字目ないし6文字目, 2行目左から1文字目ないし17文字目, 3行目左から1文字目ないし3文字目及び4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び10欄目各列
4 6 2	表の1欄目及び2欄目各列並びに10欄目左列1行目の左から1文字目ないし19文字目
4 6 3	表の1欄目各列及び4欄目左列
4 6 5	3行目ないし5行目並びに表の1欄目, 2欄目及び25欄目各列
4 6 6	表の1欄目及び19欄目各列
4 6 7	表の1欄目各列及び5欄目左列
4 7 7	1行目左から1文字目ないし6文字目, 2行目左から1文字目ないし17文字目, 3行目左から1文字目ないし3文字目及び4行目並びに表の1欄目, 10欄目各列及び2欄目左列
4 7 8	表の1欄目及び2欄目各列並びに10欄目左列1行目の左から1文字目ないし19文字目
4 7 9	表の1欄目各列及び4欄目左列
4 8 1	3行目ないし5行目並びに表の1欄目, 2欄目及び25欄目各列
4 8 2	表の1欄目及び19欄目各列
4 8 3	表の1欄目各列及び5欄目左列
4 8 9	1行目左から1文字目ないし6文字目, 2行目左から1文字目ないし17文字目, 3行目左から1文字目ないし3文字目及び4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び10欄目各列
4 9 0	表の1欄目及び4欄目各列並びに12欄目左列1行目の左から1文字目ないし19文字目
4 9 1	表の1欄目各列及び6欄目左列
4 9 3	3行目ないし5行目並びに表の1欄目, 2欄目及び25欄目各列
4 9 4	表の1欄目及び19欄目各列
4 9 5	表の1欄目各列及び5欄目左列
5 0 1	1行目左から1文字目ないし6文字目, 2行目左から1文字目ないし17文字目, 3行目左から1文字目ないし3文字目及び4行目並びに表の1欄目, 10欄目各列及び2欄

	目左列
5 0 2	表の 1 欄目及び 2 欄目各列並びに 1 0 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
5 0 3	表の 1 欄目各列及び 4 欄目左列
5 0 5	1 行目左から 1 文字目ないし 6 文字目, 2 行目左から 1 文字目ないし 1 7 文字目, 3 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目及び 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目, 1 0 欄目及び 1 8 欄目各列
5 0 7	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 5 欄目各列
5 0 8	表の 1 欄目及び 1 9 欄目各列
5 0 9	表の 1 欄目各列及び 5 欄目左列
5 1 5	1 行目左から 1 文字目ないし 6 文字目, 2 行目左から 1 文字目ないし 1 7 文字目, 3 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目及び 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
5 1 6	表の 1 欄目及び 5 欄目各列並びに 1 3 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
5 1 7	表の 1 欄目各列及び 7 欄目左列
5 1 9	1 行目左から 1 文字目ないし 6 文字目, 2 行目左から 1 文字目ないし 1 7 文字目, 3 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目及び 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目, 1 0 欄目及び 1 8 欄目各列
5 2 0	表の 1 欄目各列並びに 5 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目及び 1 9 欄目左列
5 2 1	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 5 欄目各列
5 2 2	表の 1 欄目及び 1 9 欄目各列
5 2 3	表の 1 欄目各列及び 5 欄目左列
5 2 9	1 行目左から 1 文字目ないし 6 文字目, 2 行目左から 1 文字目ないし 1 7 文字目, 3 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目及び 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
5 3 0	表の 1 欄目及び 4 欄目各列並びに 1 2 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
5 3 1	表の 1 欄目各列及び 6 欄目左列
5 3 3	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 5 欄

	目各列
5 3 4	表の 1 欄目及び 1 9 欄目各列
5 3 5	表の 1 欄目各列及び 5 欄目左列
5 4 7	1 行目左から 1 文字目ないし 6 文字目, 2 行目左から 1 文字目ないし 1 7 文字目, 3 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目及び 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目, 1 0 欄目, 1 8 欄目各列及び 2 6 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
5 4 9	1 行目左から 1 文字目ないし 6 文字目, 2 行目左から 1 文字目ないし 1 7 文字目, 3 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目及び 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
5 5 0	表の 1 欄目及び 2 欄目各列並びに 1 0 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
5 5 1	表の 1 欄目各列及び 4 欄目左列
5 5 3	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 5 欄目各列
5 5 4	表の 1 欄目及び 1 9 欄目各列
5 5 5	表の 1 欄目各列及び 5 欄目左列
5 6 1	1 行目左から 1 文字目ないし 6 文字目, 2 行目左から 1 文字目ないし 1 7 文字目, 3 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目及び 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目, 1 0 欄目, 1 8 欄目各列及び 2 6 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
5 6 3	1 行目左から 1 文字目ないし 6 文字目, 2 行目左から 1 文字目ないし 1 7 文字目, 3 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目及び 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 1 0 欄目各列
5 6 4	表の 1 欄目及び 2 欄目各列並びに 1 0 欄目左列 1 行目の左から 1 文字目ないし 1 9 文字目
5 6 5	表の 1 欄目各列及び 4 欄目左列
5 6 7	3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 5 欄目各列
5 6 8	表の 1 欄目及び 1 9 欄目各列
5 6 9	表の 1 欄目各列及び 5 欄目左列
5 7 5	1 行目左から 1 文字目ないし 6 文字目, 2 行目左から 1 文字目ないし 1 7 文字目, 3 行目左から 1 文字目ないし 3 文

	字目及び4行目並びに表の1欄目, 2欄目, 10欄目及び18欄目各列
576	表の1欄目並びに3欄目左列1行目の左から1文字目ないし19文字目及び17欄目左列
577	3行目ないし5行目並びに表の1欄目, 2欄目及び25欄目各列
578	表の1欄目及び19欄目各列
579	表の1欄目各列及び5欄目左列
589	1行目左から1文字目ないし6文字目, 2行目左から1文字目ないし17文字目, 3行目左から1文字目ないし3文字目及び4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び10欄目各列
590	表の1欄目及び2欄目各列並びに10欄目左列1行目の左から1文字目ないし19文字目
591	表の1欄目各列及び4欄目左列
593	3行目ないし5行目並びに表の1欄目, 2欄目及び25欄目各列
594	表の1欄目及び19欄目各列
595	表の1欄目各列及び5欄目左列
607	1行目左から1文字目ないし6文字目, 2行目左から1文字目ないし17文字目, 3行目左から1文字目ないし3文字目及び4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び10欄目各列
608	表の1欄目及び2欄目各列並びに10欄目左列1行目の左から1文字目ないし19文字目
609	表の1欄目各列及び4欄目左列
611	3行目ないし5行目並びに表の1欄目, 2欄目及び25欄目各列
612	表の1欄目及び19欄目各列
613	表の1欄目各列及び5欄目左列
623	1行目左から1文字目ないし6文字目, 2行目左から1文字目ないし17文字目, 3行目左から1文字目ないし3文字目及び4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び10欄目各列
624	表の1欄目及び2欄目各列並びに10欄目左列1行目の左から1文字目ないし19文字目
625	表の1欄目各列及び4欄目左列

6 2 7	3行目ないし5行目並びに表の1欄目, 2欄目及び2 5欄目各列
6 2 8	表の1欄目及び1 9欄目各列
6 2 9	表の1欄目各列及び5欄目左列
6 3 5	1行目左から1文字目ないし6文字目, 2行目左から1文字目ないし1 7文字目, 3行目左から1文字目ないし3文字目及び4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び1 0欄目各列
6 3 6	表の1欄目及び2欄目各列並びに1 0欄目左列1行目の左から1文字目ないし1 9文字目
6 3 7	表の1欄目各列及び4欄目左列
6 3 9	3行目ないし5行目並びに表の1欄目, 2欄目及び2 5欄目各列
6 4 0	表の1欄目及び1 9欄目各列
6 4 1	表の1欄目各列及び5欄目左列
6 5 3	2行目ないし4行目並びに表の1欄目及び3欄目各列
6 5 4	表の1欄目, 2欄目及び2 3欄目各列
6 5 5	表の1欄目各列及び5欄目左列
6 5 7	2行目ないし4行目並びに表の1欄目及び3欄目各列
6 5 8	表の1欄目, 5欄目及び2 5欄目各列
6 5 9	表の1欄目各列及び1 3欄目左列
6 6 1	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 3欄目及び2 4欄目各列
6 6 2	表の1欄目及び1 7欄目各列
6 6 3	表内1欄目各列及び3欄目左列
6 6 5	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 3欄目及び2 4欄目各列
6 6 6	表の1欄目及び2 0欄目各列
6 6 7	表の1欄目各列及び5欄目左列
6 6 9	2行目ないし4行目並びに表の1欄目各列及び2欄目左列
6 7 1	2行目左から1文字目ないし3文字目並びに表の1欄目各列
6 7 2	表の1欄目
6 7 3	2行目左から1文字目ないし3文字目並びに表の1欄目各列
6 7 4	表の1欄目
6 7 5	2行目左から1文字目ないし3文字目並びに表の1欄目各

	列
6 7 6	表の 1 欄目
6 7 7	2 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目並びに表の 1 欄目各列
6 7 8	表の 1 欄目
6 7 9	1 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目並びに表の 1 欄目各列
7 0 3 ないし 7 0 6	2 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目並びに表の 1 欄目各列
7 1 5	2 行目ないし 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
7 1 6	表の 1 欄目及び 1 7 欄目各列
7 1 7	表の 1 欄目各列及び 3 欄目左列
7 1 8	2 行目ないし 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
7 1 9	表の 1 欄目及び 1 7 欄目各列
7 2 0	表の 1 欄目各列及び 3 欄目左列
7 2 1	2 行目ないし 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
7 2 2	表の 1 欄目及び 1 7 欄目各列
7 2 3	表の 1 欄目各列及び 3 欄目左列
7 2 4	2 行目ないし 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
7 2 5	表の 1 欄目及び 1 6 欄目各列
7 2 6	表の 1 欄目各列及び 2 欄目左列
7 2 7	2 行目ないし 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
7 2 8	表の 1 欄目及び 1 6 欄目各列
7 2 9	表の 1 欄目各列及び 2 欄目左列
7 3 0	2 行目ないし 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
7 3 1	表の 1 欄目及び 1 6 欄目各列
7 3 2	表の 1 欄目各列及び 2 欄目左列
7 3 3	2 行目ないし 4 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 4 欄目各列
7 3 4	表の 1 欄目及び 1 6 欄目各列
7 3 5	表の 1 欄目各列及び 2 欄目左列

7 3 6	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び2 4欄目各列
7 3 7	表の1欄目及び1 7欄目各列
7 3 8	表の1欄目各列及び3欄目左列
7 3 9	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び2 4欄目各列
7 4 0	表の1欄目及び1 6欄目各列
7 4 1	表の1欄目各列及び2欄目左列
7 4 2	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び2 4欄目各列
7 4 3	表の1欄目及び1 6欄目各列
7 4 4	表の1欄目各列及び2欄目左列
7 4 5	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び2 4欄目各列
7 4 6	表の1欄目及び1 6欄目各列
7 4 7	表の1欄目各列及び2欄目左列
7 4 8	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び2 4欄目各列
7 4 9	表の1欄目及び1 6欄目各列
7 5 0	表の1欄目各列及び2欄目左列
7 5 1	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び2 4欄目各列
7 5 2	表の1欄目及び1 7欄目各列
7 5 3	表の1欄目各列及び3欄目左列
7 5 4	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び2 4欄目各列
7 5 5	表の1欄目及び1 6欄目各列
7 5 6	表の1欄目各列及び2欄目左列
7 5 7	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び2 4欄目各列
7 5 8	表の1欄目及び1 7欄目各列
7 5 9	表の1欄目各列及び3欄目左列
7 6 0	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び2 4欄目各列
7 6 1	表の1欄目及び1 7欄目各列
7 6 2	表の1欄目各列及び3欄目左列
7 9 7	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目及び2 4欄

	目各列
798	表の1欄目及び17欄目各列
799	表の1欄目各列及び3欄目左列
803	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目, 25欄目及び45欄目各列
804	表の1欄目各列及び2欄目左列
805	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目, 25欄目及び45欄目各列
806	表の1欄目各列及び2欄目左列
807	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目, 25欄目及び45欄目各列
808	表の1欄目各列及び2欄目左列
809	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目, 25欄目及び45欄目各列
810	表の1欄目各列及び2欄目左列
811	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目, 25欄目及び45欄目各列
812	表の1欄目各列及び2欄目左列
813	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目, 25欄目及び45欄目各列
814	表の1欄目各列及び2欄目左列
815	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目, 25欄目及び45欄目各列
816	表の1欄目各列及び2欄目左列
817	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目, 25欄目及び45欄目各列
818	表の1欄目各列及び2欄目左列
819	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目, 25欄目及び45欄目各列
820	表の1欄目各列及び2欄目左列
821	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目, 25欄目及び45欄目各列
822	表の1欄目各列及び2欄目左列
823	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目, 25欄目及び45欄目各列
824	表の1欄目各列及び2欄目左列
825	2行目ないし4行目並びに表の1欄目, 2欄目, 25欄目

	及び4 5 欄目各列
8 2 6	表の1 欄目各列及び2 欄目左列
8 2 7	2 行目ないし4 行目並びに表の1 欄目, 2 欄目, 2 5 欄目 及び4 5 欄目各列
8 2 8	表の1 欄目各列及び2 欄目左列
8 2 9	2 行目ないし4 行目並びに表の1 欄目, 2 欄目, 2 5 欄目 及び4 5 欄目各列
8 3 0	表の1 欄目各列及び2 欄目左列
8 3 1	2 行目ないし4 行目並びに表の1 欄目, 2 欄目, 2 5 欄目 及び4 5 欄目各列
8 3 2	表の1 欄目各列及び2 欄目左列
8 3 3 ないし 8 4 7	2 行目ないし4 行目並びに表の1 欄目, 2 欄目, 2 4 欄 目, 4 4 欄目各列及び6 5 欄目左列
8 4 8	2 行目ないし4 行目並びに表の1 欄目, 2 欄目, 2 4 欄目 及び4 4 欄目各列
8 4 9	表の1 欄目各列及び2 欄目左列

2 令和3年3月16日付懲戒処分等に係る倫理規程違反の調査過程で総務省
が取得, 作成した資料

通し頁	開示すべき部分
3 7	1 行目左から1 文字目ないし3 文字目, 2 行目左から1 文 字目ないし6 文字目, 3 行目左から1 文字目ないし7 文字 目, 4 行目左から1 文字目ないし6 文字目及び5 行目並び に表の1 欄目及び2 欄目各列
3 8 及び3 9	表の1 欄目及び2 欄目各列
4 0	表の1 欄目各列及び2 欄目左列 1 行目の左から1 文字目な いし2 5 文字目
4 1	表の1 欄目及び2 欄目各列並びに3 欄目及び4 欄目左列
4 3	1 行目左から1 文字目ないし3 文字目, 2 行目左から1 文 字目ないし6 文字目及び3 行目ないし5 行目並びに表の1 欄目及び2 欄目各列
4 4	表の1 欄目及び7 欄目各列
4 5	表の1 欄目, 2 欄目及び2 5 欄目各列並びに2 6 欄目及び 2 7 欄目左列
4 9	1 行目左から1 文字目ないし3 文字目, 2 行目左から1 文 字目ないし6 文字目, 3 行目左から1 文字目ないし7 文字

	目， 4行目左から1文字目ないし6文字目及び5行目並びに表の1欄目及び2欄目各列
5 0 及び 5 1	表の1欄目及び2欄目各列
5 2	表の1欄目各列及び2欄目左列1行目の左から1文字目ないし2 5文字目
5 3	表の1欄目及び2欄目各列並びに3欄目及び4欄目左列
5 5	1行目左から1文字目ないし3文字目， 2行目左から1文字目ないし6文字目及び3行目ないし5行目並びに表の1欄目及び2欄目各列
5 6	表の1欄目及び6欄目各列
5 7	表の1欄目， 2欄目， 2 5欄目各列並びに2 6欄目及び2 7欄目左列
6 1	1行目左から1文字目ないし3文字目， 2行目左から1文字目ないし6文字目及び3行目ないし5行目並びに表の1欄目及び2欄目各列
6 2 及び 6 3	表の1欄目及び2欄目各列
6 4	表の1欄目及び2欄目各列並びに3欄目及び4欄目左列
6 5	1行目左から1文字目ないし3文字目， 2行目左から1文字目ないし6文字目及び3行目ないし5行目並びに表の1欄目及び2欄目各列
6 6 及び 6 7	表の1欄目及び2欄目各列
6 8	表の1欄目及び2欄目各列並びに3欄目及び4欄目左列
6 9	1行目左から1文字目ないし3文字目， 2行目左から1文字目ないし6文字目， 3行目左から1文字目ないし7文字目， 4行目左から1文字目ないし6文字目及び5行目並びに表の1欄目及び2欄目各列
7 0 及び 7 1	表の1欄目及び2欄目各列
7 2	表の1欄目各列及び2欄目左列1行目の左から1文字目ないし2 5文字目
7 3	表の1欄目及び2欄目各列並びに3欄目及び4欄目左列
7 5	1行目左から1文字目ないし3文字目， 2行目左から1文字目ないし6文字目及び3行目ないし5行目並びに表の1欄目及び2欄目各列
7 6	表の1欄目， 5欄目及び2 7欄目各列
7 7	表の1欄目及び1 5欄目各列並びに1 6欄目及び1 7欄目左列
8 1	1行目左から1文字目ないし3文字目， 2行目左から1文

	字目ないし6文字目，3行目左から1文字目ないし7文字目，4行目左から1文字目ないし6文字目及び5行目並びに表の1欄目及び2欄目各列
8 2 及び 8 3	表の1欄目及び2欄目各列
8 4	表の1欄目各列及び2欄目左列1行目の左から1文字目ないし2 5文字目
8 5	表の1欄目及び2欄目各列並びに3欄目及び4欄目左列
8 7	1行目左から1文字目ないし3文字目，2行目左から1文字目ないし6文字目及び3行目ないし5行目並びに表の1欄目及び2欄目各列
8 8	表の1欄目及び2欄目各列
8 9	表の1欄目，2欄目及び2 5欄目各列並びに2 6欄目及び2 7欄目左列
9 5	1行目左から1文字目ないし3文字目，2行目左から1文字目ないし6文字目，3行目左から1文字目ないし7文字目，4行目左から1文字目ないし6文字目及び5行目並びに表の1欄目及び2欄目各列
9 6 及び 9 7	表の1欄目及び2欄目各列
9 8	表の1欄目各列及び2欄目左列1行目の左から1文字目ないし2 5文字目
9 9	表の1欄目及び2欄目各列並びに3欄目及び4欄目左列
1 0 3	1行目左から1文字目ないし3文字目，2行目左から1文字目ないし6文字目及び3行目ないし5行目並びに表の1欄目及び2欄目各列
1 0 4	表の1欄目及び6欄目各列
1 0 5	表の1欄目，2欄目，2 5欄目各列並びに2 6欄目及び2 7欄目左列
1 1 3	1行目左から1文字目ないし6文字目，2行目左から1文字目ないし1 8文字目，3行目左から1文字目ないし3文字目及び4行目並びに表の1欄目，2欄目及び1 0欄目各列
1 1 4	表の1欄目及び3欄目各列並びに1 1欄目左列1行目の左から1文字目ないし1 9文字目
1 1 5	表の1欄目各列及び4欄目左列
1 1 7	1行目左から1文字目ないし3文字目，2行目左から1文字目ないし6文字目及び3行目ないし5行目並びに表の1欄目及び2欄目各列

1 1 8	表の 1 欄目及び 6 欄目各列
1 1 9	表の 1 欄目, 2 欄目及び 2 5 欄目各列並びに 2 6 欄目及び 2 7 欄目左列
1 6 1 ないし 1 6 4, 1 8 7, 2 0 9 及 び 2 2 3 ない し 2 2 5	1 行目左から 1 文字目ないし 3 文字目, 2 行目左から 1 文字目ないし 6 文字目及び 3 行目ないし 5 行目並びに表の 1 欄目, 2 欄目, 2 8 欄目, 5 0 欄目, 7 3 欄目各列及び 7 4 欄目, 7 5 欄目左列